

議案第 79 号

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の改正について

令和 7 年 6 月 10 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 1 条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例(平成 24 年前橋市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

目次中「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 160 条—第 1
「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 160 条—
第 10 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針(第 161 条の 2)
第 2 節 人員に関する基準(第 161 条の 3・第 161 条の 4)
第 3 節 設備に関する基準(第 161 条の 5)
第 4 節 運営に関する基準(第 161 条の 6—第 161 条の 9)
第 161 条)

に改める。

」

第 2 条第 3 号中「第 5 条第 23 項」を「第 5 条第 24 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「及び第 8 章」を「、第 9 章、第 10 章及び第 11 章」に改め
る。

第 10 章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行う

ものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第3号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1

項」と、同項第4号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第5号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条前段中「及び第171条」を「、第171条及び第171条の2」に改める。

第190条前段及び第194条前段中「第147条」の次に「、第171条の2、第180条第6項」を加える。

第194条の8第2項中「第211条において」を「以下」に改める。

（前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」に改める。

2 就労選択支援（第60条の2―第60条の8）」

第3条第1項中「次章」を「次章から第5章まで及び第6章」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、

当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をも

って、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 8 4 条前段中「及び第 5 3 条」を「、第 5 3 条及び第 6 8 条の 2」に改める。

第 8 7 条前段中「第 5 3 条」の次に「、第 6 8 条の 2」を加える。

（前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年前橋市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条第 1 項中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改める。

（前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 4 条 前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例（令和 5 年前橋市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 1 4 項」を「同条第 1 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。